高崎都市計画地区計画の変更

都市計画 たかさき国際交流拠点地区 地区計画を次のように決定する。

都巾計画				
		たかさき国際交流拠点地区 地区計画		
		高崎市 北双葉町、岩押町及び上中居町の各一部		
面積		約 11.2h a (うち、開発整備促進区 約 10.2h a)		
	地区計画の目標	高崎駅周辺の都心部は、高速交通網のネットワークを活かした公共公益施設や民間商業施設など大型集客施設の立地を推進し、群馬県のみならず北関東における交流拠点都市としてのまちづくりを進めている。そこで、高崎駅周辺の交通拠点性に極めて恵まれた位置にある「高崎競馬場跡地」を活用し、国内はもとより国際社会に対応したコンベンション機能を有する施設の立地を誘導し、本市をはじめ群馬県の交流人口の拡大と併せて、良好な周辺環境を備えた地区とすることを目標とする。		
区域の整備、開発及び保全に関する方針	土地利用に関する方針	活力ある市街地形成を目指し、国内外より各種のイベント等の誘致が可能となる国際規格のコンベンション施設の立地を推進する。 コンベンション施設の立地による交流拠点としての機能を補完するための駐車施設の誘導を図る。 地域の生活環境に配慮した緑化や景観との調和、道路と施設の一体的整備、自然災害に備えた防災機能の導入など、周辺住民、施設利用者に開放的で潤いのある新たな都市空間の創出を図る。		
	公共施設等の整備の方針	周辺の住環境に配慮するため、施設の周囲に緑地を整備する。 また、土地利用転換に伴って発生する自動車交通を適切に処理するととも に、歩行者等の安全を確保するため、当地区に隣接する都市計画道路 3・4・ 26 号競馬場通り線、3・3・84 号コンベンション施設北口線の道路改良を行う。		
	建築物等の整備の方針	周辺の生活環境に配慮しつつ、魅力ある都市空間を形成するため、高崎市のみならず群馬県全体へ経済効果をもたらす拠点施設にふさわしい建物用途への誘導及び制限、建築物等の形態又は色彩その他の意匠及び垣又はさくの構造についての制限を行う。		

88	面	面積		約 10.2 ha			
開発整備促進区	施 及	要な公共 設の配置 び規模 1 号施設)	公園、緑地、 広場、その 他の公共空 地	緑地1号:幅員 10m 延長約 480m 緑地2号:幅員 10~20m 延長約 330m			
	地	区の区分	名称	A地区 (第二種住居地域) 開発整備促進区	B 地区 (近隣商業地域) 一般型地区計画		
			面積	約 10.2 ha	約 1.0 ha		
		区施設の 置及び規	公園、緑地、 広場、その 他の公共空 地		緑地A:幅員 10m 延長約 400m 緑地B:幅員 10m 延長約 120m		
地	劇場、店舗、飲食店その他 これらに類する用途のう ち当該区域において誘導 すべき用途		する用途のう	店舗、飲食店、展示場とこれらに関連する用途に供する建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が1万㎡を超えるもの(当該建築物に附属する自動車車庫を含む)			
区整備計画	建築物等に関する事項	建築物の月	用途の制限	建築物の用途は、用途地域の制限を受けるもの(ただし、開発整備促進区において誘導する用途を除く。)に加え、次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 (1) 住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿、兼用住宅 (2) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (3) 公衆浴場 (4) 自動車教習所 (5) 畜舎 (6) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (7) カラオケボックス (8) 倉庫業を営む倉庫			
	項		の形態又は色 の意匠の制限	(1) 建築物の外壁及び屋根の色彩は、高崎市景観色彩ガイドライン(平成22年6月1日策定)の色彩基準に準拠すること。 (2) 建築物を利用して設置する屋外広告物は自家用のものに限る。(ただし、公共的なものは除く。)			
		垣又はさ 限	くの構造の制	地区内の開放性、一体感を確保するため、原則として緑地と道路の境界線に面した部分には、垣又はさくを設置してはならない。			
	誘導すべき用途に供する 特定大規模建築物の敷地 として利用すべき土地の 区域		建築物の敷地	計画図表示のとおり			

理由書

本地区周辺は、高崎駅における新幹線の金沢延伸や東毛広域幹線道路の開通及び高崎 玉村スマートインターチェンジの開設など高速交通網の利便性が向上し、駅周辺におい ては新たな都市機能の充実が図られるなど、交流人口の増加と活力ある市街地形成を進 めている。

そうした中、本地区では、周辺の良好な生活環境を保全しながら、国内はもとより国際社会に対応したコンベンション機能を有する施設の立地を誘導し、魅力的で潤いのある新たな都市空間の創出を図るため、開発整備促進区を含めた地区計画を定めるものである。





